

議案第 17 号

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 3 月 2 日提出

大田原市長 津久井 富雄

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与に関する条例（昭和31年条例第18号）の一部を次のように改正する。
附則に次の1項を加える。

- 12 令和2年4月1日から当分の間、第2条の適用については、同条第1号中「970,000円」とあるのは「776,000円」と、同条第2号中「760,000円」とあるのは「608,000円」と、同条第3号中「685,000円」とあるのは「548,000円」とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。